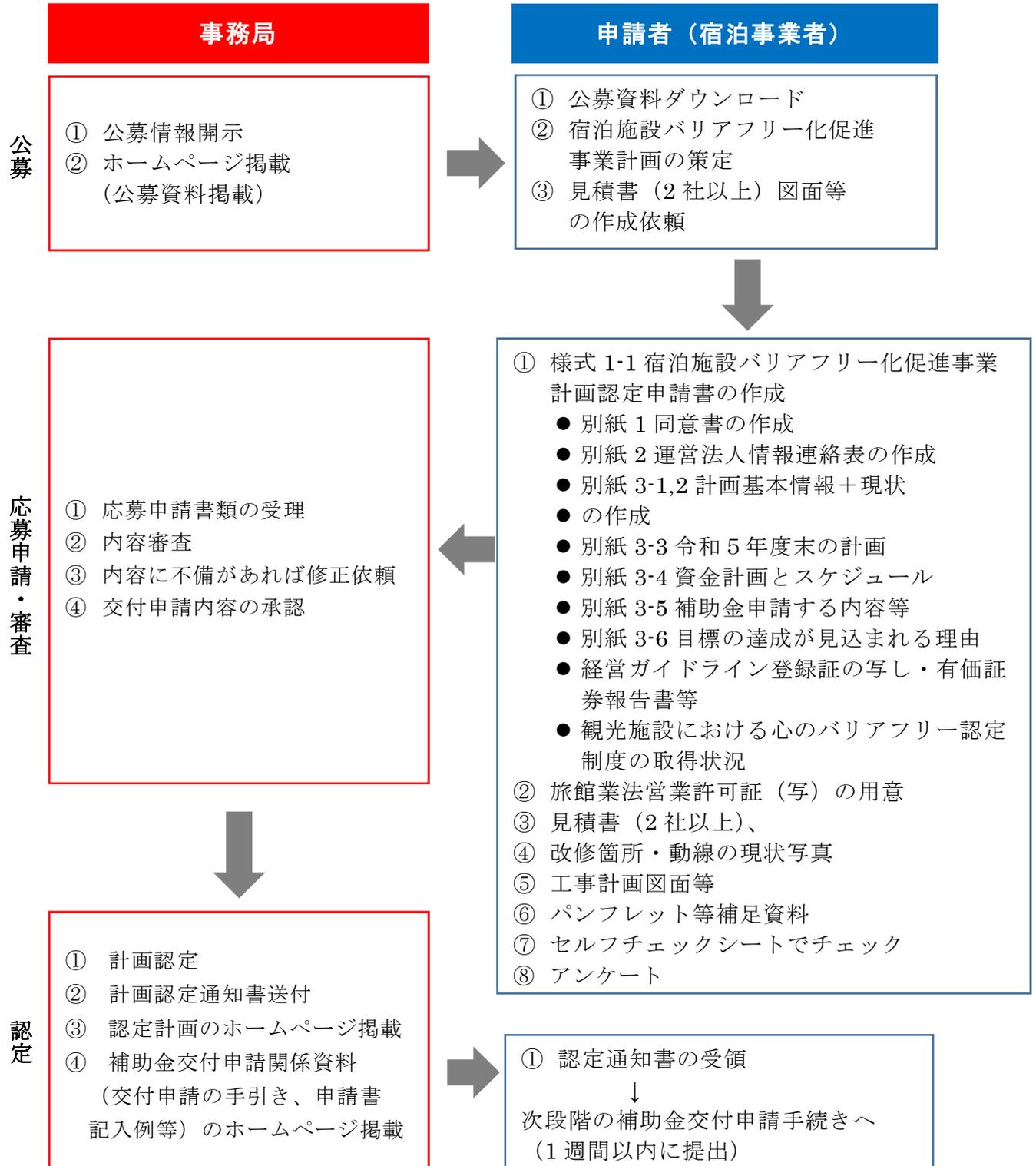


申請の手引き編

1. 公募開始から事業計画認定通知までの流れ

公募開始～応募申請～事業計画認定までのプロセスは下記のとおりです。



2. 応募申請書類の提出方法

(1) 応募申請書類の入手方法

応募に必要な申請書類は事務局ポータルサイトからダウンロードしてご利用ください。

○事務局ポータルサイト：<https://shukuhaku-inbound.go.jp>

(2) 公募（申請受付）期間

令和6年7月31日（水）～令和6年8月30日（金）17:00【必着】

※申請のあった宿泊施設バリアフリー化促進事業計画については、随時審査を行いバリアフリー化の効果が確認されたものから事業計画の認定を行います。

(3) 申請書提出先（問合せ先）

令和6年度 宿泊施設インバウンド対応支援事業 事務局

（東武トップツアーズ株式会社 官公庁事業部 内）

〒108-0075 東京都港区港南 1-8-15 Wビル 18F

担 当：北垣戸・鷺谷・滝沢

E-mail：shukuhaku_inbound2024@tobutoptours.co.jp

電 話：080-1179-9725／080-1179-9719

受付時間：10：00～17：00（土曜日、日曜日、祝日を除く）

※建築等専門的な分野のお問い合わせはメールでご連絡ください。

(4) 提出方法

①事務局ポータルサイトの「申請フォーム」より申請書類をアップロードしてください。
サイトからの申請が困難な場合は、事務局までお問い合わせ下さい。

②提出期限

申請書類の提出は、(3)の提出先へ、(2)の公募（申請受付）期間内に余裕をもって提出してください。期限を過ぎますと受付できませんので、ご注意ください。

③採択に当たっての**必須要件**

(1) 宿泊業の高付加価値化のための経営ガイドラインに基づく登録制度（高付加価値経営旅館等登録規程（令和5年観光庁告示第3号））の登録を受けた方、又は同制度の登録申請をされた方

※申請手続き時に、登録番号の報告または登録申請受付メールの写しを添付してください。なお、申請手続き時に登録申請受付メールの写しを添付した場合は、補助金交付（支払い）時まで、登録を完了させた上で、登録番号を報告する必要があります。

(2) ①の登録又は登録申請はしていないが、金融商品取引法第24条に基づき有価証券報告書を内閣総理大臣に提出する会社又はその子会社*1 及び関連会社*2 であり、かつ観光施設における心のバリアフリー認定制度の認定を取得済み又は1年以内に取得予定である方

※申請受付時に、有価証券報告書の提出または公開されている URL の報告をしてください

い。

※観光施設における心のバリアフリー認定制度の取得計画表の提出または認定通知書の写しを添付してください。

*1 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第3項に定義される「子会社」

*2 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第5項に定義される「関連会社」

④審査

申請いただいた事業を順次審査させていただきます。申請書が事務局に到達した時間を順序として、審査させていただきます。

※審査の結果については、一切お答えできませんので、予めご了承をお願いいたします。

(5) 提出書類

	提出書類の種類	作成ファイル形式	提出方法
1	提出書類セルフチェックシート	エクセル	アップロード
2	シート1. 令和6年度宿泊施設バリアフリー化促進事業計画認定申請書 シート2. 報告公表についての同意書(別紙1) シート3. 運営法人情報・連絡表(別紙2) シート4. 宿泊施設バリアフリー化促進事業計画(別紙3-1~6で構成) ①基本情報(別紙3-1、別紙3-2) ②リアフリー化の総合事業計画(別紙3-3) ③今回補助金を申請するバリアフリー化事業に必要な資金の額及びその調達方法と事業のスケジュール(別紙3-4) ④今回補助金を申請するバリアフリー化の内容(別紙3-5) ⑤補助対象事業の実施によりバリアフリー化の整備目標の達成が見込まれる理由(別紙3-6) シート5. 経営ガイドライン登録証の写し・有価証券報告書等。「観光施設における心のバリアフリー認定制度」の取得計画表の提出または認定通知書の写し	エクセルシート 1~5で構成	アップロード
3	旅館業法営業許可証の写し	PDF/ コピー	アップロード
4	バリアフリー化改修工事等の見積書(2社以上)の写し	PDF/ コピー	アップロード
5	バリアフリー化改修工事等箇所と当該箇所への動線の現状写真(または図面)、館内案内等の写し	PDF/ コピー	アップロード
6	バリアフリー化改修工事等の図面の写し 【重要】 ・バリアフリー化改修工事等により、建物躯体や構造壁に影響を及ぼす場合は、建築基準法・消防法などの各種法令に基づく	PDF/ コピー	アップロード

	確認・承認などを受けた書類、もしくは見込みがあることを示す書類（様式は任意）を添付してください。		
7	バリアフリー化改修工事等に関する補足資料（パンフレット等、必要に応じて添付）	PDF/ コピー	アップロード
8	1,000万円の補助上限を希望する宿泊事業者が個別で自治体と防災協定を結んでいる場合は、それを証する書類。加入している組合で防災協定を結んでいる場合は、組合に加入していることを証する書類、組合が防災協定を結んでいることを証する書類。	PDF/ コピー	アップロード
9	事前アンケート	エクセル	アップロード

※上記1～9の提出部数 各1部

※白黒コピーを用いる場合がありますので、資料は、白黒でも判別できるものとしてください。

※設計図面は、寸法や文字が正確にわかる書面にしてご提出ください。

※設計図面は、他の応募書類と一緒にPDF/A3サイズ(横)で申請フォームからアップロードしてください。

(6) 申請書類提出に関する留意事項

①申請書類の作成時の留意事項

- ・申請書類作成、送付等に係る費用は申請者の自己負担となります。
- ・特別なノウハウや営業上の機密事項については、法的保護（特許・実用新案等の手続き）を行うなど申請者自身の責任で対応してください。
- ・審査は受付期間内に提出された書類により行います。事業計画書の記入もれや添付資料のもれ等の不備があった場合は、審査対象外となる場合がありますので、提出前に申請者自身でよく確認してください。特に公的書類の入手には時間がかかる場合がありますのでご注意ください。

②提出された申請書の取扱い

- ・提出された申請書類は返却いたしません。
- ・申請書類は、公募要領「13. その他（2）個人情報の管理」に基づき、厳正な管理を行うとともに、書類を処分する必要が生じた場合は、シュレッダー等の再現不可能な方法により廃棄します。

(7) 提出書類セルフチェックシート

申請書提出の前に、事務局ホームページよりダウンロードした提出書類セルフチェックシートで、提出書類の不足・不備・記入相違等が無いよう自己チェックを行った上で、当該セルフチェックシートを合わせて提出してください。

※（ ）内にはチェック済み記号“✓”を記入し、該当がない場合は“—”を記入して空欄を作らないでください。

3. 応募申請書類の作成要領

(1) 記入例の参照

応募申請書類の作成にあたっては、記入例を参照の上、下記に従って作成してください。

なお、□内の番号は「【記入例】応募申請様式第1-1」の番号を表していますので、記入例と対比させながら申請書類を作成してください。

(2) エクセル形式書類

宿泊施設バリアフリー化促進事業計画認定申請書（様式第1-1）及び別紙1、別紙2、別紙3-1～6、および経営ガイドライン登録証の写し・有価証券報告書、「観光施設における心のバリアフリー認定制度」の取得計画表、は、様式をエクセルファイル形式で作成しています。
エクセルファイル内で記入するシートが5つに分かれていますので、ご注意ください。

(3) エクセル形式書類の入力方法

このエクセルファイルの申請書及び同別紙では、黄色く着色したセルには直接入力で、水色に着色したセルにはプルダウンで選択肢の中から適当なものを選んで入力してください。

(4) 設計図面の提出方法

設計図面は、他の応募書類と一緒にPDF/A3サイズ(横)で申請フォームにて申請ください。

(5) 申請者名の統一

見積書や図面等の添付書類を含めて、全ての応募申請書類について、申請者である旅館・ホテル等の宿泊施設名称、代表者名等は統一してください。また、事業計画認定以降の手続きにおいても、これらは一貫して同一のものとしてください。

エクセルファイル シート1

(1) 宿泊施設バリアフリー化促進事業計画認定申請書 (様式第1-1)

1 提出年月日

・応募申請書類を提出する年月日(募集期間中7/31～8/30の日付)を記入してください。

2 補助金申請者(①旅館・ホテル等の情報及び代表者、②法人等の情報)

・上段に本補助金を申請してバリアフリー化改修等を実施しようとする宿泊施設(旅館・ホテル等)の住所、旅館・ホテル名、代表者名を記入してください。

※宿泊施設の名称は、本申請書、見積書、図面、旅館業法営業許可証など、本補助金に関する全ての書類で統一してください。

下段に当該宿泊施設を運営する法人等の住所、名称、代表者名を記入してください。

※法人等の情報は、上段の宿泊施設の情報と同一であっても記入してください。

3 別紙事業計画の内容が事実と相違ないことの誓約

・事業計画の内容は事実と相違ないことを誓約していただきます。

4 事業計画認定を受けられない者に該当しないこと、反社会的勢力の排除についての誓約

・風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業を営む者ではないこと、並びに反社会的勢力の排除に関して誓約していただきます。

エクセルファイル シート2

(2) 報告公表についての同意書

5 補助対象事業を行うこと、国土交通大臣への報告、当該報告にかかる公表についての同意

・補助対象事業を行うこと、国土交通大臣への報告、当該報告にかかる公表について同意していただきます。

(3) 運営法人情報・連絡表 (別紙2)

6 1. 申請担当者情報 (別添)

- ・申請内容等について、事務局である東武トップツアーズ(株)から、確認等の連絡をさせていただく場合があるため、担当者様の連絡先を登録してください。
- ・当該電話連絡は、原則として平日の10時～12時、13時～17時の間に行いますが、この中で電話連絡を受けやすい、或いは避けてほしい曜日や時間帯があれば登録してください。

7 2. 運営法人情報

- ・申請書本紙(様式1-1)の2の情報と同じです。郵便番号、法人番号、従業員数、売上高、資本金を直接記入してください。
- ・法人番号は、国税庁が指定する13桁の法人番号を直接記入してください。
個人番号(マイナンバー)ではありませんのでご注意ください。
国税庁 法人番号公表サイト：<https://www.houjin-bangou.nta.go.jp/>
- ・補助要件に関する登録等の該当有無を記入してください。

8 3. 過去の募集回における「宿泊施設バリアフリー化促進事業」補助金の受給状況

- ・過去に実施した「宿泊施設バリアフリー化促進事業」に関して、補助金受給の有無と、受給している場合は、認定番号とバリアフリー化改修等の実績を記入してください。
- ・補助金の交付決定を受けた後に申請を取下げた場合などは、受給「無」を選択してください

(4) 宿泊施設バリアフリー化促進事業計画

1. 基本情報

(別紙3-1)

[A欄]

9 申請者情報 名称、住所、代表者名 (A1~A3)

- ・申請書本紙の2で記入した情報と同じです。ただし、郵便番号のみ直接記入してください。

10 申請者情報 ウェブサイトURL (A4)

- ・ウェブサイトURLは、原則として自社で運営する当該旅館・ホテルのウェブサイト(ホームページ)のURLを直接記入してください。OTA等のウェブサイトのみに掲載している場合は、当該URLを記入してください。

[B欄]

11 事業(営業)内容

- ・旅館業法の営業許可の区分から適当なものを選択して入力してください。

[C欄]

12 総客室数

- ・申請する宿泊施設(バリアフリー化対象の建物)について、宿泊可能な客室の総数を直接記入してください。

[D欄] バリアフリー化対象建物の現状(令和6年7月現在)

13 バリアフリー化対象建物の竣工年月(D1)

- ・申請する宿泊施設(バリアフリー化対象の建物)について、建築基準法に基づく建築確認済証の交付を受けた年月を直接記入してください。

14 バリアフリー化対象建物の延床面積(D2)

- ・申請する宿泊施設(バリアフリー化対象の建物)について、建築基準法に基づき建築許可を受けた延床面積を直接記入してください。

15 A) ユニバーサルデザインルーム/車椅子利用者用客室の現状(D3)

- ・車椅子利用者を含め誰もが利用可能な客室として、欄内に記載された主要スペックを満たす客室の現有数を直接記入してください。

16 B) 高齢者・障害者等の利用しやすい一般現状(D4)

- ・高齢者のみならず車椅子利用者も利用しやすい客室として、欄内に記載された主要スペックを満たす一般客室の現有数を直接記入してください。

17 C) 上記A、B以外で備品の貸し出し等により車椅子使用者、又は視覚障害者や聴覚障害者等の利用に配慮した一般客室（D5）

- ・上記のA）、B）の客室レベルには満たないものの、補助用具等の貸し出し備品等により車椅子使用者も利用可能となる一般客室、或いは視覚障害者や聴覚障害者等も円滑に利用可能な一般客室について、現有数を直接記入してください。

18 次に補助用具等の貸し出し備品等により利用可能となる主な対象者について、利用者区分から適当なものを選択して入力してください。

19 さらに次に上記で選択した利用者が、当該客室を利用しやすいポイントについて、記入例を参照の上、具体的に直接記入してください。

- ・例えば、車椅子使用者向けであれば、出入口の有効幅員や戸の前後の高低差の状況、車椅子からベッドへの移乗スペースや車椅子が方向転換できるスペースがあるか、浴室やトイレには車椅子でアクセス可能であるか等を具体的に記入してください。
- ・また、聴覚障害者向けであれば、ドアノックセンサーや室内信号装置の貸し出しの有無等を具体的に記入してください。

(別紙3-2)

20 D) バリアフリースイートイレ（共用部）

- ・共用部のバリアフリースイートイレの現有数を直接記入してください。

21 E) 共用部浴室

- ・共用部の浴室について、バリアフリー対応の状況を直接記入してください。

22 F) 共用部出入口、廊下、階段、エレベーター等

- ・共用部の出入口から廊下、階段、エレベーター等の経路について、バリアフリー対応の状況を直接記入してください。

23 G) その他

- ・上記以外で、バリアフリー化している箇所がありましたら、その対応状況を直接記入してください。

24 H) バリアフリー情報の発信状況

- ・施設のバリアフリー情報について、自社ホームページや宿泊予約サイト等で対外的に発信しているか否かを、選択して入力してください。また、情報を発信している場合は、当該ウェブサイトのURLを直接記入してください。

25 次に「宿泊施設におけるバリアフリー情報発信のためのマニュアル」に基づき、施設内のセルフチェックを行っているか否かを、選択して入力してください。

※宿泊施設におけるバリアフリー情報発信のためのマニュアル

<https://www.mlit.go.jp/common/001255879.pdf>

26 さらにバリアフリー情報の発信に関して、実施している取組がありましたら、具体的に直接記入してください。

[E欄]

27 訪日外国人宿泊者数の現状

- ・過去の特定の3ヶ年の宿泊者数について、国籍を問わない全宿泊者数、訪日外国人の宿泊者数、高齢者（65歳以上）・障害者等の外国人宿泊者数を直接記入してください。なお、宿泊者数は、延べ人泊数で記入し、例えば1人が2泊した場合は2人泊としてカウントしてください。

※本公募では、訪日外国人宿泊者の高齢者（65歳以上）・障害者等の宿泊実績は、補助対象要件ではありませんが、実態を把握するために記入していただくものです。

※補助対象事業（バリアフリー化促進事業）完了後に必要に応じて実施する現地確認において、訪日外国人宿泊者の高齢者（65歳以上）・障害者等の宿泊実績を証明できる書面等を確認する場合があります。

[F欄]

28 所属する宿泊業界団体等

- ・宿泊業界団体等に所属又は加盟している場合は、当該団体名を直接記入してください。どの団体にも所属又は加盟していない場合は、「なし」と記入してください。

[G欄]

29 これまでに交付を受けた観光庁以外の国等の補助金又は委託費実績説明

- ・これまでに交付を受けた観光庁以外の国等の補助金又は委託費（申請中の案件を含む）の実績を記入してください。

○宿泊施設が利用できるその他の国の補助金

経済産業省「中小企業生産性革命推進事業」：宿泊業を営む中小企業・小規模事業者等が利用可能

<https://seisansei.smrj.go.jp/>

<https://www.chusho.meti.go.jp/koukai/yosan/index.html>

2. バリアフリー化の総合事業計画
(別紙3-3)

[H欄]

30 現時点において、円滑に利用できる範囲

- ・宿泊施設を利用する対象者を、【ア】車椅子使用者、【イ】歩行困難者（車椅子の使用なし）、【ウ】視覚障害者、【エ】聴覚障害者（及び該当があれば【オ】その他）に区分して、誰のためのバリアフリー化を実施するのかを考えてください。
- ・例えば、【ア】車椅子使用者を対象とした場合、客室や共用部のトイレ、浴室などの箇所毎に円滑に利用できる度合いに応じて、○△×（当該施設を設置していなければ、設置なし）の中から選択して入力してください。

○△×の考え方（凡例）は以下を参照してください。

利用者区分	○	△	×
【ア】車椅子使用者 【イ】歩行困難者（車椅子の使用なし） 【オ】その他	円滑に利用可能	一部利用不可の箇所がある、又は改善の余地がある	利用不可能
【ウ】視覚障害者 【エ】聴覚障害者	補助器具等の貸し出しなど一定の配慮があつて、円滑に利用可能	特段の配慮はないが、通常の利用が可能	利用には不向き

また、【ウ】視覚障害者及び【エ】聴覚障害者を対象とした場合、○となる一定の配慮の具体例としては以下を参照してください。

利用箇所	【ウ】視覚障害者	【エ】聴覚障害者
客室	<ul style="list-style-type: none"> ・触地図や点字を併記した施設利用案内 ・客室ドアの部屋番号案内の点字表示または立体表示（浮き彫り） 	<ul style="list-style-type: none"> ・室内信号装置（ドアノックセンサー、非常用フラッシュライト、バイブレーター等）の設置又は貸し出し
共用部トイレ	<ul style="list-style-type: none"> ・JIS規格に適合した操作ボタン 	<ul style="list-style-type: none"> ・非常用フラッシュライトの設置
共用部浴室	(計画を問わない)	(計画を問わない)
道路や駐車場から建物までのアクセス・建物出入口	<ul style="list-style-type: none"> ・誘導用ブロックの設置 ・インターフォンの設置 ・音声案内の設置 ・受付に点字による施設の利用案内の設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・わかりやすい文字サイン ・受付に筆談ボードの設置
建物内通路、各階への移動経路	<ul style="list-style-type: none"> ・階段等に誘導用ブロックの設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・わかりやすい文字サイン
食事会場	(計画を問わない)	(計画を問わない)

3 1 上記の円滑に利用で範囲について、本事業により解決したい課題や問題点と考えられる点について、具体的に直接記入してください。

[I 欄] 令和6年度末におけるバリアフリー化の整備目標

3 2 D欄3~12で記入した「バリアフリー化対象建物の現状（令和6年7月現在）」の内容について、令和6年度末に時点をずらして、各箇所のバリアフリー化の整備目標を記入してください。記入に当たってのガイドラインは1 5から2 6を参照してください。

3. 今回補助金を申請するバリアフリー化事業に必要な資金の額及びその調達方法（別紙3-4）

[J~M欄]

今回補助金を申請するバリアフリー化改修工事等について、以下の区分に応じて、総事業費とその内訳（自己資金、補助金、金融機関等からの借入金、その他）を記入してください。

《留意事項》

- ・ 2社以上の見積書（同仕様のもの）を比較した上で、安価な見積書を基準としてください。
- ・ 補助金額は自動計算されますので、それ以外の欄に金額を直接記入し、計算が合うようにしてください。
- ・ 消費税及び地方消費税相当額を除く金額を記入してください。

3 3 ①②③の計・・・自己資金（B）、金融機関等からの借入金（C）、その他（E）を記入
※総事業費（A）、補助金（C）は自動計算
[L]と[M]を記入いただくと、[K]のC（補助金額）が自動で記入されます

3 4 ① 客室における改修等・・・総事業費（A）を記入 ※総事業費以外は記入不要

3 5 ② 共用部における改修等・・・総事業費（A）を記入 ※総事業費以外は記入不要

3 6 ③ 災害対応に資する整備の導入・・・総事業費（A）を記入 ※総事業費以外は記入不要

4. 今回補助金を申請するバリアフリー化事業のスケジュール（予定）
（別紙3－4）

[O～Q欄]

37 今回補助金を申請するバリアフリー化改修工事等について、施工業者等との正式な契約締結、工事等の完了（完成引渡しと工事代金支払いまで）、工事等箇所の利用開始の予定時期をそれぞれ直接記入してください。

《留意事項》

以下の場合、補助金の交付決定を受けていても、最終的に補助金が交付されませんので、ご注意ください。

- ・補助金の交付決定通知前に工事等の契約を締結していた場合（完了実績報告で判明）
- ・令和7年2月28日までに工事等が完了し完了実績報告書を提出なかった場合（完成引渡しと工事代金支払いまで）

[R欄]

38 バリアフリー情報の発信開始予定年月

- ・本事業の補助対象事業者は、宿泊施設のバリアフリー情報の積極的な発信に努める必要があります（公募要領編の12. 補助対象事業完了後の努力義務参照）。ウェブサイト等による情報発信の開始予定時期を直接入力してください。

5. 今回補助金を申請するバリアフリー化事業の内容 (別紙3-5)

今回補助金を申請するバリアフリー化改修工事等について、以下の3つの補助対象事業区分に応じて、具体的な内容を記入してください。

- ① 客室における改修等
- ② 共用部における改修等
- ③ 災害対応に資する整備の導入

① 客室における改修等

[S欄]

39 客室における改修等の具体的な整備箇所

- ・今回のバリアフリー化を行う客室内の具体的な箇所について、選択して入力してください。なお、適当な選択肢がない場合は、選択肢以外の具体的な箇所を直接記入してください。

40 客室における必要最低限の緊急改修等の具体的な整備内容

- ・上記の39で記入した箇所毎に、具体的な整備内容を選択して入力してください。なお、適当な選択肢がない場合は、選択肢以外の具体的な整備内容を直接記入してください。

41 客室における必要最低限の緊急改修等の客室数

- ・上記の39及び40で記入した箇所及び整備内容毎に、整備する客室数を直接記入してください。
- ・整備内容の数を記入するわけではありませんので、例えば1つの客室に2つの手すりを設置する場合は、1室となります。また、同一の客室で複数の整備箇所がある場合は、それぞれの箇所(エクセルの行毎)に客室数を記入してください。

[T欄]

42 今回申請する改修、及び今後の改修計画によって、最終的に目指す客室のタイプ

- ・今回のバリアフリー化事業は必要最低限の緊急改修ですが、今後の改修計画も含めて、最終的に目指す客室のタイプをA~C(又はその他)から選択して入力してください。
- ・なお、各客室のスペックは15~17で示した内容と同様とします。

[U欄]

43 道路(又は駐車場)から整備予定の客室までの経路上における「バリアフリー化の現状」及び「令和6年度末までの整備計画」

道路(又は駐車場)から今回必要最低限の緊急改修を行う客室までの経路について、対象とする利用者(高齢者や障害者等)が円滑に移動できるか、以下の情報を添付又は記入してください。

- ・敷地内通路や建物出入口、屋内廊下、エレベーター等の経路上の主要ポイントの現状写真を添付してください。
- ・令和6年度末までの整備計画について、その内容を直接記入してください。なお、記入する内容は、別紙3-1のバリアフリー化の総合事業計画の考え方と一致させてください。

《留意事項》

- ・令和6年度末までの計画を含め、客室までの経路等のバリアフリー化が不十分である場合には、客室の必要最低限の緊急改修等の事業は認められません。
- ・法令又は条例等において義務化されている整備内容は補助対象外です。

② 共用部における改修等

[V欄]

4 4 共用部の改修等の具体的な整備箇所

- ・ 今回のバリアフリー化を行う共用部の具体的な箇所について、選択して入力してください。なお、適当な選択肢がない場合は、選択肢以外の具体的な箇所を直接記入してください。

4 5 共用部の改修等の具体的な整備内容

- ・ 上記の4 4で記入した箇所毎に、具体的な整備内容を選択して入力してください。なお、適当な選択肢がない場合は、選択肢以外の具体的な整備内容を直接記入してください。

4 6 共有部における必要最低限の整備箇所数

- ・ 上記の4 4及び4 5で記入した箇所及び整備内容毎に、整備する共用部の箇所を任意で直接記入してください。
- ・ 整備内容の数を記入するわけではありませんので、例えば1つの共用部トイレに2つの手すりを設置する場合は、1箇所となります。また、同一の整備箇所でも複数の整備内容がある場合は、それぞれの整備内容（エクセルの行毎）に箇所数を記入してください。

[W欄]

4 7 道路（又は駐車場）から整備予定の箇所までの経路上における「バリアフリー化の現状」及び「令和6年度末までの整備計画」

道路（又は駐車場）から今回改修を行う共用部の箇所までの経路について、対象とする利用者（高齢者や障害者等）が円滑に移動できるか、以下の情報を添付又は記入してください。

- ・ 敷地内通路や建物出入口、屋内廊下、エレベーター等の経路上の主要ポイントの現状写真を添付してください（当該改修箇所への経路上にあるポイントを選択）。
- ・ 令和6年度末までの整備計画について、その内容を直接記入してください。なお、記入する内容は、別紙3-1のバリアフリー化の総合事業計画の考え方と一致させてください。

《留意事項》

- ・ 令和6年度末までの計画を含め、今回改修を行う共用部の箇所までの経路等のバリアフリー化が不十分である場合には、原則として共用部の改修等の事業は認められません。
※法令又は条例等において義務化されている整備内容は補助対象外です。

③ 災害対応に資する整備の導入

[X欄]

48 災害対応に資する具体的な整備箇所

・今回の災害対応に資する整備の具体的な箇所について、選択して入力してください。
なお、適切な選択肢がない場合は、選択肢以外の具体的な箇所を直接記入してください。

49 災害対応に資する具体的な整備内容

・上記の48で記入した箇所毎に、具体的な整備内容を選択して入力してください。
なお、適切な選択肢がない場合は、選択肢以外の具体的な整備内容を直接記入してください。

50 災害対応に資する必要最低限の整備箇所数

・上記の48及び49で記入した箇所及び整備内容毎に、整備する共用部の箇所を任意で直接記入してください。

【注意事項】

既存の法律により導入や設置が義務付けられている設備や施設の新規導入や改修費用は補助対象外となります。

■既存の法令や条例により設置、導入が義務付けられている災害・防止設備の一例

①旅館業法施行規則により、防火・防災のために義務付けられている設備

1. 火災報知設備
2. 避難用防火スプリンクラー、または危険物防止重要施設に係る火災自動報知設備
3. 非常用照明設備
4. 避難誘導設備
5. 防火戸
6. 避難経路設備
7. 緊急用電源設備

【消防法】

②宿泊施設等における防火対策の改善に関する法律による改善例

1. 非常用発電機・非常照明の設置：非常用発電機や非常照明の設置が義務付けられており、万が一の際にも施設内の照明や電力が確保されます。
2. 宿泊者の受付時に防火に関する説明を行う：宿泊者の受付時には防火に関する説明を行い、火災時の避難ルートや避難方法を説明します。
3. 避難経路の確保：避難経路を確保するため、廊下や階段などのスペースを十分に確保し、避難口を設置します。
4. 火災報知設備の設置：火災報知設備を設置し、火災発生時に速やかに発見・通報できるようにします。
5. 自動火災報知設備の設置：自動火災報知設備を設置することで、火災発生を素早く検知して、速やかに対応できるようにします。

【建築基準法】

③建築基準法施行令により義務化されている防災設備。

1. 火災警報器：火災を検知して音や光で知らせる警報器。
2. 火災報知設備：火災発生を検知し、消防機関や管理者に自動的に通報する設備。
3. 自動火災報知設備：火災発生を検知し、自動的に警報を発する設備。
4. 防煙設備：煙の拡散を防ぎ、避難者の視界を確保するために使用される設備。

5. 火災予防・鎮火設備：火災防止用の設備で、消火器、ホースリール、火災用水槽などが含まれます。

④宿泊施設防火設備基準により義務化されている防火設備の代表的なもの。

1. 火災報知設備：火災を検知し、音や光などで知らせる設備です。
2. 自動火災報知設備：火災を自動的に検知し、直ちに音や光などで知らせる設備です。
3. 防火シャッター：火災が発生した場合に、扉や窓などを自動的に閉じて火の勢いを抑え、延焼を防止する設備です。
4. 非常用照明設備：停電時に建物内を照らし、安全な避難を支援する設備です。
5. 自動スプリンクラー設備：水を噴射して火災を消火する設備です。
6. 緊急時通話設備：火災発生時に避難者と避難担当者などが通話できるようにする設備です。

【旅館業法】

⑤旅館業法における、防災設備に関する規定。

具体的には、建築基準法に基づいた火災予防対策として、消火器・避難経路表示・非常口・自動火災報知設備などの防災設備が義務付けられています。

また、客室には地震の際に避難に利用できるヘルメットが常備されることが求められています。

さらに、客室内に緊急時に使用するための非常用ライトなどの備品も必要とされています。

【ホテル業法】

⑥ホテル業法により義務付けられている防災設備

1. 建物内に防災用品の設置
2. 消火器や火災報知機などの消防設備の設置
3. 火災が発生した場合の避難方法に関する表示の掲示
4. 緊急時に遮光や排煙を行うための非常用発電設備の設置
5. 地震や台風などに備えた耐震等級の確保や、災害時に飲料水を確保するための貯水タンクの設置

ただし、災害発生時において、高齢者・障害者等が円滑に避難できるような改修は補助金対象となります。

(一例)

- ・防火シャッターに付随する避難扉の軽量化・拡大化
- ・非常ベルボタンの低位置化
- ・聴覚障害者用に、緊急事態を光で知らせるためのアラート装置

6. 補助対象事業の実施によりバリアフリー化整備目標の達成が見込まれる理由
(別紙3-6)

5 1 今回のバリアフリー化、または災害対応に資する整備によって期待される具体的な効果や定量目標を簡潔に記入してください。

5 2 その他令和6年度末までに実施予定のバリアフリー化、または災害対応に資する整備によって期待される具体的な効果や定量目標を簡潔に記入してください。なお、ここで入力した内容は、シート4の「バリアフリー化の総合事業計画」のI欄「令和6年度末におけるバリアフリー化の整備目標」の考え方と合致するようにしてください。

エクセルファイル シート5

(5) 経営ガイドライン登録証の写し・有価証券報告書等
「観光施設における心のバリアフリー認定制度」の取得計画表

5 3

(1) 宿泊業の高付加価値化のための経営ガイドラインに基づく登録制度の登録を受けた事業者、又は同制度の登録申請をされた事業者は、登録証の写しまたは登録申請受付メールの写しを添付してください。

5 4

(1) の登録又は登録申請はしていないが、金融商品取引法第24条に基づき有価証券報告書を内閣総理大臣に提出する会社又はその子会社及び関連会社であり、かつ観光施設における心のバリアフリー認定制度の認定を取得済み又は1年以内に取得予定である事業者は、公開されている最新の有価証券報告書のURLをご記入してください。また、「観光施設における心のバリアフリー認定制度」取得状況について記入してください。

4. 添付書類のガイドライン

(1) 旅館業法営業許可証の写し

- ・旅館業法営業許可証に記載されている宿泊施設の名称や住所等の情報が現在のものと相違している場合は、同一施設であることを公的に証明できる書類（変更受理書等の保健所押印のある文書など）を添付してください。
- ・食品衛生法営業許可証ではありませんのでご注意ください。
- ・紛失した場合は、所轄の保健所に問い合わせ、再発行又は証明書の発行を受け、その写しを提出してください。

(2) バリアフリー化改修工事・災害対応工事等の見積書の写し（2社以上）

- ・見積書は、経費の妥当性を確認する必要があるため、同一仕様による2社以上の写しを添付してください。
- ・見積書における消費税及び地方消費税相当額の有無は問いませんが、申請書（3. 今回補助金を申請するバリアフリー化事業に必要な資金の額及びその調達方法）には、消費税を除く金額を記入してください。
- ・見積書は、バリアフリー化改修工事等の実施内容を確認できる内訳が明記されたものとしてください。
- ・①客室における改修等と②共用部における改修等、及び③災害対応に資する整備の導入を同時に実施する等、複数の補助事業の実施を予定している場合は、事業ごとに見積書を分けて提出してください。
- ・一つの見積書に複数の事業が記載されており事業ごとに見積書を分けることが困難な場合は、各経費がどの事業の経費に属するかを明記されたものとしてください。諸経費等、複数の事業で構成される経費についても各事業の按分額を明記されたものとしてください。
- ・見積書の宛名は、補助金の申請者である宿泊施設名としてください。法人等名が必要な場合は、宿泊施設名と併記するようにしてください。
- ・事業計画認定後に提出していただく補助金の交付申請書については、原則として見積書の再提出を求めません。

(3) バリアフリー化改修工事等箇所と当該箇所への動線の現状写真、館内案内図等の写し

①改修箇所までの動線を含めたバリアフリー化の重要性、事業計画認定が審査のポイント

- ・事業計画認定の審査に当たっては、対象とする利用者（客室の大規模改修においては一般的に車椅子使用者）にとって、当該宿泊施設の現状にある障害（バリア）が取り除かれ、宿泊施設を円滑に利用可能となるバリアフリー化改修工事等であるかを重視します。
- ・このため、今回バリアフリー化改修工事等を実施する箇所（客室又は共用部）だけでなく、当該箇所へ至る動線を含めて、現状の障害とその解消計画を総合的に確認する必要があります。

②現状を確認するために提出を求める写真等

- ・次の各箇所について、下記に例示するチェックポイント毎に、現状が分かる写真又は図面を添付してください。
 - (ア) バリアフリー化改修工事等を計画している箇所（客室又は共用部）の写真
 - (イ) 上記(ア)の客室又は共用部に至る動線（道路又は駐車場から客室まで）の写真
 - (ウ) 上記(イ)の動線を俯瞰的に確認できる館内案内図等（既存のもので可）
- ・現状写真には、障害の有無と程度が分かるように、下記に例示するチェックポイント毎にその寸法等を具体的に付記してください。また、障害が有るとすれば、何をクリアすればよいのか分かるように、必要に応じて説明を付記してください。

③バリアフリー化状況の主なチェックポイント

■バリアフリー化改修工事等を計画している客室

客室出入口	有効幅員、戸の前後の段差・高低差 等
客室内スペース	段差、車椅子使用者が回転又は方向転換できるスペース、ベッドへの移乗スペース 等
客室内のトイレ・浴槽	出入口の有効幅員、当該出入口付近の通路の有効幅員、戸の前後の段差・高低差、手すりの有無と位置、車椅子使用者が利用可能なスペース 等
洗面台等の下部	車椅子使用者の膝が入るスペース
その他	・コンセント、スイッチ類の高さ、ハンガーパイプ等の高さ等 ・貸し出し備品の種類 等

■バリアフリー化改修工事等を計画している共用部／客室への動線

- ✓ 宿泊施設館内の全体像が分かる館内案内図等を添付

(当該客室までの動線が確認できること)

道路又は駐車場から建物までの通路	有効幅員、車椅子が回転可能なスペース、通路は滑りにくい仕上げであるか、傾斜路の勾配、傾斜路は手すりを設けているか、階段・段が設けられていないか、視覚障害者誘導用ブロック 等
駐車場	車椅子使用者用駐施設を設けているか、利用居室までの経路が短い位置に設けられているか 等
建物出入口	有効幅員、階段・段が設けられていないか、戸は車椅子使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか、視覚障害者誘導用ブロック 等
建物内の廊下、通路	有効幅員、廊下の表面は滑りにくい仕上げであるか、傾斜路の勾配、傾斜路は手すりを設けているか、階段・段が設けられていないか、視覚誘導用ブロック 等
階段	手すりの設置、表面は滑りにくい仕上げであるか、段は識別しやすく、つまずきにくいものか、点状ブロック等の敷設 等
エレベーター・昇降機	出入口の有効幅員、奥行き、乗降ロビーの広さ及び高低差、操作ボタンの位置、点字表示、かご内の手すり 等
共用部のトイレ	車椅子使用者用便房の有無、腰掛便座、手すり、オストメイト設備の有無 等
共用部の浴室・シャワー室	浴槽、シャワー、手すり等が適切に設置されているか、車椅子で利用しやすい十分な空間が確保されているか 等
その他	貸し出し備品の種類 等

※改修箇所（客室又は共用部）への動線において、ソフト面の工夫を含めた配慮により障害をクリアにしようとする場合については、当該配慮の状況が分かる写真を添付してください。

※現状写真の添付に当たっては、利用対象者に応じて上記の主なチェックポイントから、バリアフリー化改修工事等により障害を解消すべきもの、又は既に障害がないことを確認すべきものを選択してください。なお、上記は例示であり、必要に応じてチェックポイントを追加することを妨げません。また、チェックポイントは、下記（４）にも準用します。

④動線上に円滑な利用を妨げる障害がある場合

- ・バリアフリー化改修工事等を計画している箇所（客室又は共用部）への動線の現状について、利用対象者が円滑に利用できない状態である場合は、原則として事業計画は認められません。
- ・ただし、「バリアフリー化の総合事業計画（別紙3-1～3-6）」で示す令和6年度末までの整備計画を含め、当該障害がクリアされる計画があり、その計画に具体性、合理性が認められる場合にはその限りではありません。
- ・動線上の障害について、ハード整備だけでなく、持ち運び型スロープ等の貸し出し備品の使用などソフト面の工夫も含めた配慮より、これをクリアにしようとする場合は、その対応について事例も踏まえて具体的に説明できる資料を添付してください。
- ・上記のソフト面の工夫を含めた配慮により障害をクリアにしようとする場合において、これが不十分と考えられる場合は、事業計画は認められません。

⑤バリアフリー化改修工事等の計画に当たって参考となる制度等

■建築物のバリアフリー化に係る制度の概要

<http://www.mlit.go.jp/common/001198300.pdf>

■建築物におけるバリアフリーについて

http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/jutakukentiku_house_fr_000049.html

「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」を確認できます。

「ホテル又は旅館における高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準(追補版)」とあわせてご確認ください。

(4) バリアフリー化改修工事の図面の写し

- ・バリアフリー化改修工事等について、以下に例示するチェックポイントを中心として、どのようにバリアフリー化が図られるのか具体的に確認できる図面を添付してください。
- ・添付する図面は、障害がクリアされた状況が分かるように、チェックポイント毎にその寸法等を具体的に確認できるものとしてください。

■バリアフリー化改修工事等を計画している客室

客 室 出 入 口	有効幅員、戸の前後の段差・高低差 等
客 室 内 ス ペ ース	段差、車椅子使用者が回転又は方向転換できるスペース、ベッドへの移乗スペース 等
客室内のトイレ・浴槽	出入口の有効幅員、当該出入口付近の通路の有効幅員、戸の前後の段差・高低差、手すりの有無と位置、車椅子使用者が利用可能なスペース 等
洗面台等の下部	車椅子使用者の膝が入るスペース
そ の 他	・コンセント、スイッチ類の高さ、ハンガーパイプ等の高さ等 ・貸し出し備品の種類 等

■ バリアフリー化改修工事等を計画している共用部／客室への動線

- ✓ 宿泊施設館内の全体像が分かる館内案内図等を添付

(当該客室までの動線が確認できること)

道路又は駐車場から建物までの通路	有効幅員、車椅子が回転可能なスペース、通路は滑りにくい仕上げであるか、傾斜路の勾配、傾斜路は手すりを設けているか、階段・段が設けられていないか、視覚障害者誘導用ブロック 等
駐 車 場	車椅子利用者用駐施設を設けているか、利用居室までの経路が短い位置に設けられているか 等
建 物 出 入 口	有効幅員、階段・段が設けられていないか、戸は車椅子使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか、視覚障害者誘導用ブロック 等
建物内の廊下、通路	有効幅員、廊下の表面は滑りにくい仕上げであるか、傾斜路の勾配、傾斜路は手すりを設けているか、階段・段が設けられていないか、視覚障害者誘導用ブロック 等
階 段	手すりの設置、表面は滑りにくい仕上げであるか、段は識別しやすく、つまずきにくいものか、点状ブロック等の敷設 等
エレベーター・昇降機	出入口の有効幅員、奥行き、乗降ロビーの広さ及び高低差、操作ボタンの位置、点字表示、かご内の手すり 等
共用部のトイレ	車椅子利用者用便房の有無、腰掛便座、手すり、オストメイト設備の有無 等
共用部の浴室・シャワー室	浴槽、シャワー、手すり等が適切に設置されているか、車椅子で利用しやすい十分な空間が確保されているか 等
そ の 他	貸し出し備品の種類 等

(5) 災害対応に資する整備の導入工事等箇所の現状写真、避難・誘導図等の写し

- ・事業計画認定の審査に当たっては、災害発生時において、高齢者・障害者等が円滑に避難できる、または安全を確保できるような改修であるかどうかを重視します。
- ・このため、災害対応工事等を実施する箇所（客室又は共用部）だけでなく、改修によって館内における円滑かつ迅速に避難できる、または、安全を確保できることを総合的に確認する必要があります。

(6) バリアフリー化改修工事、災害対応工事等に関する補足資料（パンフレット等）の写し

- ・設計図面に加えて、バリアフリー化改修工事等、災害対応工事等に関して、バリアフリー化の内容を補足できるパンフレット等の資料（水回り設備のカatalog抜粋など）がある場合は、任意でその写しを添付してください。